

市ホームページバナー広告掲載基準

令和元年7月24日決裁

この基準は、豊明市ホームページ広告掲載取扱要綱第2条に規定する広告の範囲の詳細として定めるものであり、この基準に照らして、掲載の可否の判断を行うものとする。

第2条関係

1 次の業種又は業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業類似の業種
- (2) 通信販売及び訪問販売に類しうるもの
- (3) ギャンブルにかかるもの
- (4) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や業者
- (5) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (6) 民事再生法及び会社更生法による再生更生手続き中の業者
- (7) 市税を滞納している者
- (8) 本市において一般競争入札参加停止又は指名停止を受けている者

2 次のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 人権侵害、名誉毀損、各種差別的なもの
- (2) 法律で禁止されている商品及び無認可商品、粗悪品などの不適切な商品並びにサービスを提供するもの
- (3) 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- (4) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (5) 宗教団体等による布教推進を主目的とするもの
- (6) 非科学又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (7) 社会的に適切でないもの
- (8) 国内世論が大きく分かれているもの